

## 【委員会記録】

南委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(15時00分)

これより、県民環境部関係の調査を行います。

この際、県民環境部関係の6月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

## 【提出予定議案等】

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第9号 徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例
- 報告第2号 平成23年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

## 【報告事項】

なし

妹尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております総務委員会説明資料によりまして、6月定例会県議会に提案を予定しております県民環境部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成24年度一般会計予算並びに、その他の議案等といたしまして、条例案及び平成23年度繰越明許費繰越計算書となっております。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算についてでございます。

補正総額につきましては、総括表の欄の一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり、13億4,700万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、55億8,157万2,000円となります。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。

2ページをお開きください。

県民環境政策課関係でございます。

上から4番目の計画調査費、摘要欄の①ア新しい公共担い手創出事業としまして、4,200万円を計上しております。

この事業は、国からの交付金を財源とし、平成23年度、24年度の2カ年で、新しい公共の担い手であるNPOを支援するものであり、早期の事業着手、実施期間の確保のために計上しております。

県民環境政策課の補正後の予算総額は、24億9,682万2,000円となります。

3ページをごらんください。

環境首都課関係でございます。

上から2番目の環境衛生指導費、摘要欄の①一般環境対策費として、3項目、あわせて13億500万円を計上しております。

まず、ア再生可能エネルギー等導入推進基金事業であります。

地方公共団体が行う防災拠点への再生可能エネルギーの導入を促進する、国の基金事業として選定されたところでございます。

この基金を活用して、自然エネルギーを導入した災害に強いまちづくりを推進するため、積立金及び事業費として、12億円を計上いたしております。

次に、イ及びウは、節電対策緊急支援の事業であります。

クリーンで省エネルギーとなるコージェネレーション設備や燃料電池、蓄電池等の創エネ、蓄エネのための設備整備につきまして、イ緊急低炭素型自家発電設備等設置モデル事業では、緊急助成をする経費として1億円、ウ自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業では、資金貸付枠の拡充として500万円を、それぞれ計上しております。

環境首都課の補正後の予算総額は、17億8,530万9,000円となります。

4ページをお開きください。

その他の議案等につきまして御説明いたします。

条例案といたしまして、2件提出することとしております。

まずは、徳島県県民環境関係手数料条例の一部を改正する条例でございます。これは、本年4月の組織再編によりまして、所要の整理を行うものです。

次に、特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例でございます。

これは、外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象に加えられることに伴いまして、特定非営利活動法人の設立の認証の申請書の添付書類について所要の整備を行うものです。

5ページをごらんください。

平成23年度繰越明許費繰越計算書でございます。

去る2月の定例県議会で御承認をいただきました繰越明許費につきましては、その後の事業進捗に努めました結果、左から4列目の翌年度繰越額欄の最下段に記載のとおり、333万7,000円に確定いたしました。その内訳を御説明いたします。

まず、環境首都課所管の自然公園等施設整備事業費では、四国のみち再整備事業におきまして、58万円を繰り越すものでございます。

次に、環境整備課所管の廃棄物処理施設管理指導費では、市町村が実施する浄化槽整備事業への補助金につきまして、275万7,000円を繰り越すものでございます。

これらの事業につきましては、計画に関する諸条件から所要の事業費を繰り越したものでございまして、今後とも事業の早期完了に向け、努力いたしますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

今議会に提出を予定いたしております案件の説明は、以上でございます。

なお、報告事項はございません。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 南委員長

以上で説明等は終わりました。  
これより質疑に入ります。  
質問をどうぞ。

#### 喜多委員

県民環境部の幹部のみなさんの藍色のクールビズ、ほんとにごつついなあと、皆が統一されて、高いお金を払って、大変だっただろうと思いますけれども、妹尾部長のもとで気持ちいいなあとという感じがいたしております。これからも県民環境部一丸となって徳島県の環境整備に、環境保全のために努めてほしいなあと、改めて要望しておきたいと思います。

今年度の補正予算の 25 億円、ほとんどが南海地震を中心とする防災対策と、節電を中心とした電力関係ということで、今回の補正も今、金額で 12 億円と 1 億円、13 億円ということで説明をいただきました。

ほとんどが国の補助という中で、今の御時世としたら、災害が起こって、その後の対策、そして、最近、電力会社からも説明をいただきましたが、節電を中心とした関係ということで、非常に大切な事業であると認識しております。

そして、説明いただきました環境首都課の新規事業でございますけれども、再生可能エネルギー等導入推進基金事業ということで 12 億円計上されました。部長の説明で、災害に強いまちづくりのために補正されたということでもありますけれども、改めて、この目的と、どのような事業の内容が計画されておりますか、お尋ねしたいと思います。

#### 島尾自然エネルギー推進担当室長

再生可能エネルギー等導入推進基金事業の事業目的並びに内容についての御質問でございます。

東日本大震災や原子力発電施設の事故を契機といたしましたエネルギー需給の逼迫によりまして、再生可能エネルギーの導入によりまして、災害に強く環境負荷の少ない地域づくりが課題であるといまして、国におきまして平成 23 年度の 3 次補正予算で地方公共団体が行います防災拠点への再生可能エネルギーの導入等を促進いたします、再生可能エネルギー等導入推進基金事業、グリーンニューディール基金と申しておりますが、これが創設をされたところでございます。

平成 24 年度につきましては、23 年度に交付をされました、東北地方等の自治体を除きます、都道府県、政令指定都市あわせて 59 自治体を交付対象といたしまして、121 億円が計上されたところでございます。59 のすべての自治体からの応募に対しまして、5 月 1 日に 15 自治体につきまして配分が決定されたところでございます。本県は、四国で唯一採択をされまして、予算のとおり 9 億円が配分されることになったところでございます。

今回、環境創造基金にこの 9 億円を積み増しいたしますとともに、平成 24 年度の事業費といたしまして 3 億

円を計上いたしまして、県、市町村の防災拠点施設や避難所等に太陽光発電設備や蓄電池などの設置を促進することといたしております。

この事業によります効果でございますが、災害発生に伴います停電時におきましても防災拠点施設等の電力の確保が可能になることに加えまして、平常時におきまして、発電した電力を利用することなどによりまして、節電等にもつながるものと考えているところでございます。以上です。

#### 喜多委員

今の説明で、59自治体の中で15自治体ということで、今後の地震災害が予想されている、そしてその被害が大きいところを含めて、ということで、補助があったんではないのかなと思いますけれども、それだけではなしに、皆さん方の熱心な取り組みが国に通じたのかな、という思いがしております。

それで、目的、事業等がいわゆる避難施設等の太陽光発電等の施設を設置するというものであります。今年度で3億円くらいという説明がありましたけれども、その具体的に避難所ということでありましたけれども、これから計画ということになるかもしれませんが、どこへどのようなスケジュールで計画、予算を使おうとしているのかお尋ねをいたします。

#### 島尾自然エネルギー推進担当室長

今後の設置のスケジュールについての御質問でございます。具体的に、どの施設にどのような規模の施設を導入するかにつきましては、今後、県庁の庁内や市町村の要望をお聞きする必要があるかと思います。今後、そういった庁内、市町村の要望をお聞きしたうえで、議決をいただきました後、7月下旬予定の国への交付申請までに、箇所については決定をしまいたいと考えているところでございます。

#### 喜多委員

予算がついたばかりで、これからの相談ということですが、たとえば徳島市にしても今まで、予想される津波の高さがマリニピアのところで3.9mだったのが、今度の見直しで6.7mということで。南からずっと始まって鳴門まで、特に沿岸部が、今まで以上に大きな津波、災害が起こると予想されているようでございます。このあいだ、テレビで見た避難所では、いっぺんに人が集まってきて、水もない、電気もない、すし詰めの中で日に日に3日くらいは人が増え続けるという生活をしている。こればかりは、起こってみないと、どこでどんな被害があるかわからない。大変な事態が予想される中で、万全の体制は難しいですけれども、効率のよい事業を、この3億円で実施されて、ゆくゆくは12億円ということですが、頑張ってくださいと思います。

それと、もう一つ説明をいただきました、緊急低炭素型自家発電設備等設置モデル事業ということで、1億円の補正が組まれております。これも改めて、事業内容について、どのようなことをされるのか。節電対策ということでありましたけれども、改めてその事業内容を確認いたします。

#### 市原環境首都課長

緊急低炭素型自家発電設備等設置モデル事業についての御質問でございます。

この事業でございますけれども、全国的に、この夏の電力需給バランスの見通しが、非常に厳しい状況になってございます。四国におきましても、去る5月18日に政府から、7%以上の節電、それからセーフティネットとしての計画停電の準備、そういった厳しい方針が出されております。県のほうにも、四国電力のほうから節電要請がなされまして、その折りに部長から、計画停電については、県民に対する影響も大きいので、万が一にも起こることのないように強く要請をした、ということでございます。いずれにおきましても、厳しい方針が出されたところでございますので、従来の「省エネ」、そういったものだけではなく、エネルギーをつくるという「創エネ」、エネルギーを蓄えるという「蓄エネ」、そういった観点も含めて、また、万一の電力逼迫時の備え、そういった観点から、中小企業者等が保有しております機器の更新を今年度、緊急的に支援をしたいというものでございます。

具体的な内容でございますけれども、中小事業者、それから病院、福祉施設、そういったところを対象にいたしまして、出力500kw以下のガスコージェネレーションシステムそれから燃料電池等々につきまして、既存のボイラーから転換する場合、それから新設をいただく際に、経費の3分の1、上限といたしまして500万円を限度に助成を行うことで、電力の創出、それから低炭素化、それから企業にとりましての光熱費の削減、そういった一石三鳥を図りたいというふうに考えてございます。

また、この助成制度の創設とあわせまして、現在、環境総局で運用しております自然エネルギー立県とくしま推進基金貸付金、これにつきましても、これまでの融資対象に加えまして、発電、充電設備、たとえばガスコージェネレーションシステムでありますとか、燃料電池、こういったものを始め、空調、冷凍設備でありますとか、エネルギー管理システムなど、新たに融資対象に加えまして、それで、融資枠の拡大も行った上で、先ほどの助成事業と組み合わせての活用ができるよう、制度化したいというふうに考えてございます。今議会でお認めいただけましたら、速やかに公募手続きに入りまして、可能な限り、早期に助成ができるよう、今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

#### 喜多委員

この間、7月2日から9月7日まで、平日の昼間、9時から夜の8時まで、去年の7%以上の節電要請という説明をいただきました。それに対する、ただいまの課長の緊急支援ということで、非常に大切なことであろうと思いますけれども、6月議会で最終決まるのが7月の閉会日ということになろうかと思います。節電要請が7月2日から9月7日までということなので、その後でも、電気が不足するといったこともあろうと思いますけれども、できたら緊急を要するというか、早い目がいいということであろうと思います。いつ、どんな事態が起こらんともしませんし、今、長安口ダムでも、貯水量が半分を切っておるという状態の中で、万一の緊急事態に備えての早急な対応が求められているのではなかろうかと思う中で、どのように今後進められていくのか、そして、今も説明がありましたように、特に計画停電ということになってきた場合に、病院は大変やし、いろいろな公共の施設、そして企業も大変なことになるだろうし、そんな中で余裕はあんまりないのではないかなと思います。

これから、夏を迎えて、節電をさらに進めていったときの対応、時間的な対応も含めてお尋ねしたいと思います。

市原環境首都課長

今後の進め方ということで、できるだけ迅速にという御質問でございます。

制度自体につきましては、議会で議決をいただいた後の事業執行となりますけれども、その際に、事務的に、できるだけ円滑に事業を執行できるように、たとえば要綱整備といった事務手続きについては、並行して進めさせていただきまして、議決をいただけたら、スムーズに事業が執行できるように努めていきたいと考えてございます。

それからまた、特に電力リスクが懸念されます、比較的規模の大きい企業につきましては、この事業と並行いたしまして、商工労働部のほうで、既に予算化しております企業立地補助金の新規事業枠を活用した、電力リスク緊急企業支援補助金制度、これを創設することというふうに聞いております。これらと連携いたしまして、事業者の節電、電力リスク対策を、県として総力を挙げて対応していきたいと考えてございます。

以上でございます。

喜多委員

知事も記者会見の席で、病院とか保健施設とか、そして企業も含めて、万全で望んでいきたいということ、あっちこちで言っておりますけれども、ぜひとも、時期的に早くできるように、頑張りたいなと思っております。

これは、上限 500 万円ということですから、20 カ所ということでもいいんですかね。

市原環境首都課長

平均的なコージェネレーションシステムの場合で、大体 1,500 万円程度を目途にいたしまして、3分の1、500 万円ということでございますので、施設設備の中身によりまして、多少、上下はございますけれども、概ね、20 カ所程度を目途、というふうに考えてございます。

喜多委員

繰り返しになりますけれども、病院とか公共性の高いところを優先するようなことで、これから早急にこの補助が使えるように頑張ってもらいたいということを要望して終わります。

元木委員

喜多委員からも、電力問題についていろいろお話がございました。今、東京電力の料金値上げ問題等を契機といたしまして、かなり電力の普及のあり方について、国民をあげた議論がされているというところがございます。

こういった中、先般、議員と四国電力との勉強会において、四国電力さんもいろんな御説明をいただいて、今年については電力料金の値上げはしないというような御発言をされて、安心はしておるわけでございますけれども、やはり同じ日本人として、国民全体の問題ととらえて、本県の県民に対しても、電力の問題について、もっともっと関心を持ってもらうように取り組んでいただくことが大事なのかなあと考えている次第でござ

いますのでよろしくお願い申し上げます。

本日は、電力とはちょっと別な瓦れきの問題を、再度お伺いさせていただきたいと思っております。先ほどの電力の話と同様に、私自身は、瓦れき問題については、やはり、いろんな放射能の問題ですとか、県民の方が不安に思う部分もあると思いますけれども、総論としてはやはり、被災者の方々の不安を少しでも取り除くために協力をしていくというスタンスで、前向きにとらえていくことが大事なんじゃないかなあと思っております。やはり、ひとりの日本人として、また日本国民として、東北の方だけの問題にせず、復興が完全に解決するまでは、しっかりと、できるだけことはしてあげべきじゃないかと、そう考えております。飯泉知事さんも震災当初は、関西広域連合で、最初は秋田県でしたかね、が担当だったところを、年齢が宮城県の知事さんと同じだったという話も聞きましたけれども、宮城県のほうの支援をしたいということで、駆けつけて、県知事さんとお話された姿をテレビで拝見して、知事は、徳島県でできることは何でもやるんで教えてくださいよ、とそういう話をされたのかなと感じたようなところであります。そういう中で、話が長くなりましたけれども、私自身も2月議会でこの問題を議論させていただきまして、当時の環境総局長さんなんかも、いろいろ話をして、当時の話では、環境省からの説明が不十分であるというようなことで、8,000ベクレルの信憑性ですとか、そういったもろもろの不安要素があるというので、受け入れができないというような趣旨の御回答をいただいて、2月議会を終えて、その後、3月の24日だったんですかね、3月27日の本県内の市町村との意見交換会で、県と市町村とがやりとりをして、ある程度の方向性というか、県内の市町村の中で受け入れたいという希望を持たれているところはないという報道を読んだところでございます。ついては、2月議会以降、国とどういったやりとりがあったのか、あるいは、本県としてどういった対応を取られているのか、県内の状況等教えていただけたらと思います。

#### 藤川環境整備課長

ただいま、元木委員から、瓦れきの受け入れに対しまして、本県の現状についての御質問でございます。

本年の3月16日に、総理大臣のほうから、災害廃棄物の広域処理につきまして、協力要請を受けまして、本県におきましては、3月の27日に環境省の担当者にも御出席をいただきまして、県内の市町村、一部事務組合等を対象といたしました説明会、意見交換会を開催したところでございます。

会議におきましては、国からの要請内容について説明を行ったうえで、環境省の担当者を交え、意見交換を行ったところでございます。それに対しまして市町村等からは、受け入れに慎重な意見が述べられたところでございます。

主な意見といたしましては、海面埋め立て型の処分場では、放射性セシウムが水溶性であるため受け入れは困難であるとか、市民の健康が第1であり、不安を払拭できない限り受け入れは困難でありますとか、また、ダブルスタンダードの説明が十分になされていないとか、処理能力に余裕がなく、受け入れは困難でありますとか、風評被害が心配、それから広域処理の対象が全体の2割でございますけれども、残りの8割の処理状況につきまして、詳しい情報を国は発信すべきであると、そういった意見が出されたところでございます。

この意見交換会を踏まえまして、県では、受け入れ主体となります、県内の市町村、あるいは一部事務組合等に対しまして、瓦れきの受け入れに係る意向調査を実施したところでございますが、すべての市町村等

が、受け入れに慎重な姿勢を示したところでございます。この調査におきまして、受け入れ困難とした理由につきましては、まず、安全性の確認に不安がある、というのが20団体、それから、住民に放射能不安がある、としたところが15団体、風評被害が心配10団体、といった瓦れきの安全性に関する問題、それに加えまして焼却施設や処分場の物理的、能力的な問題19団体、施設の老朽化7団体など、実際の処理を行う施設自体の問題も多く掲げられているところでございます。

この調査結果を受けまして、本年の4月4日に県のほうから、さきの国からの協力要請に対する県からの検討結果を、受け入れを前向きに検討する市町村等は、現時点ではない、ということで国に対して回答するとともに、この問題に関しまして、市町村等の理解が得られるよう、国が示す埋立基準、8,000ベクレルの安全性とか、ダブルスタンダードの問題、さらには広域処理の必要性等につきまして、十分な情報開示と説明責任を果たすよう、要望したところでございます。

以上でございます。

#### 元木委員

今の話を聞いて、安全性等、基本的には情報不足というような側面が強いのかなという印象を、持ったところでございます。風評被害等も言われておるようでございますけれども、風評被害につきましては、東北の農家の方の思いを考えればですね、それはもう助け合い、お互い支え合いの精神を軸に考えたら、それは言えないことじゃないかなあと、私自身は思っております。小規模農家さんで、廃業に追い込まれて、農家をやめてしまったというような方も増えて、東北のほうでは大規模化、農業法人化がかなり進んでいるというようなことも伺っております。そういった方を少しでも助けるというということによって、本県が取り組むことによってですね、長い将来にわたって考えれば、本県の鋭気にもつながっていく可能性は十分あるのではないのかなと、このように考えております。

全国的には、現在、瓦れきの受け入れをしている自治体というのは、どの程度あるんでしょうか。西日本、東日本と分けて、あるいは、焼却する可燃と不燃と分けてですとか、そういった切り口で教えていただけますか。

#### 藤川環境整備課長

ただいま、元木委員から、全国状況ということで御質問がございました。全国状況の前にですね、瓦れきの広域処理また、瓦れきの量につきまして下方修正がされたということで、それを先にお話をさせていただきたいと思っております。

災害廃棄物の処理、平成26年3月までにやろうとしているわけでございますけれども、この廃棄物の発生量の正確な把握が重要であるという観点で、岩手県、宮城県におきまして、推計量の見直しを行いましたところ、5月21日に、この推計量の見直し結果が公表されたところでございます。

それによりますと、岩手県につきましては、廃棄物の全体の量、それから広域処理必要量ともに増加しております。逆に宮城県につきましては、全体の廃棄物の量、広域処理必要量ともに大幅に減少しております。具体的には、両県を合計いたしますと、廃棄物の全体の量が、以前、2,050万トンと言っていたものが、約2割減の1,680万トン、370万トンの減になっておりまして、それから、広域処理の必要量ということで、以

前は 401 万トンであったものが、約 4 割減 247 万トン、約 100 万トンの減ということで、それぞれ下方修正されたところでございます。

次に、委員がおっしゃいました、現在実際に災害廃棄物を受け入れている都道府県はどのくらいあるのか、ということでございますけれども、現在、実際に広域処理が実施されておりますのは、まず東北の青森県、秋田県、山形県、隣接する東北の 3 県、それから東京都、群馬県、静岡県の 1 都 5 県でございます。埼玉県と北九州市におきましては、受け入れに向けまして実証実験が行われたところでございます。

以上でございます。

元木委員

量が下方修正されたということと、東北ですとか、いわゆる東京電力管内が中心で受け入れをしているという説明でございました。

なかなか西日本の自治体でそこまで踏み切らせてされているところは少ないのかなという印象で、北九州さんが割合、熱心にされよかなあということがわかりました。

それですね、瓦れきの安全性ということが市町村長さんからもよく言われたということなんですけれども、仮にその安全性というのが確認をされた場合、そういった場合には、受け入れる方針を示すということになるんでしょうか。

藤川環境整備課長

安全性が確認された場合に、瓦れきの受け入れをするのかどうかという御質問でございますけれども、本来、放射性物質につきましては、囲い込み、封じ込めが大原則でございます。そうしたところ、国は広域処理に係る埋立基準といたしまして、8,000 ベクレルという新たな基準を示したことから、放射性物質が拡散されるとの懸念が、国民の間に広がってしまっております。県といたしましては、国に対しまして、国民の放射能汚染に対する不安が払拭されますように、瓦れきの安全性等について、十分かつ丁寧な説明責任を果たすよう求めているところではございますけれども、現状におきましては、県民が安全・安心を実感できる説明はなされていないというふうに認識をいたしております。

また、本年 4 月に実施した瓦れき受け入れに係る市町村意向調査におきましても、受け入れ困難とした理由といたしまして、さきの瓦れきの安全性等に関する問題のほか、焼却施設や処分場におきまして、新たに災害廃棄物を受け入れる余力がない、など、施設の物理的、能力的問題、あるいは施設の老朽化などを理由とする市町村等も多かったところでございます。とりわけ、焼却灰の最終処分場の確保が大きな課題となっております。現在、県内で余力のある最終処分場といたしましては、徳島県環境整備公社の埋立処分場が考えられるところでございますが、この処分場につきましては、御承知のとおり、海面の埋立型処分場でございますので、この放射能レベルの低い瓦れきでありましても、焼却によりまして放射性物質が 33 倍程度まで濃縮されるということで、そういった焼却灰を水と接触することなく処理することは不可能であるということで、この放射性セシウムが、水に溶けやすいことから、漁業への影響を考えると、当該処分場での埋立処分は困難と考えておるところでございます。

また、さきの市町村の意向調査におきましても、受け入れが困難な理由といたしまして、風評被害が挙げ

られたところでございますけれども、受け入れる瓦れきの安全性に問題がないといたしましても、現実的には処理を行うことによりまして、風評被害が発生する危険性もはらんでいるところでございます。

例えば、現実といたしまして、本年5月の下旬には、松山市の小学校が、瓦れきの焼却試験を懸念いたしまして、北九州市への修学旅行を延期すると、そういった事案も起こっているところでございます。

以上、申し上げてきましたように、現在は広域処理に関しまして、国民がまだまだ安全・安心を実感できる状況にはないこと、それから、受け入れ主体でございます市町村の焼却能力の問題、また、最終処分場の確保の問題等を勘案いたしますと、現時点におきましては、瓦れきの受け入れについては慎重に対応を検討すべき、と考えておるところでございます。

以上でございます。

#### 元木委員

国のほうがなかなかいい情報を提供してくれないし、国がしっかり対応もしていただけないというようなことで、通じない部分もあるのかな、と思いますけれども、宮城県の放射能の影響の比較的少ないエリアの瓦れきですとか、そういったことについて、たとえば本県と宮城県の直接的なやりとりで解決するとか、そういった方法もあるんじゃないかな、と思うわけでございます。

最初に申し上げましたとおり、前向きな議論としてこの問題をとらえた場合に、今回の震災の教訓を、本県のこれからの災害対策等に生かすというような観点から考えると、現在、除染の技術というのかなり進んでおるといようなこともお伺いしております、先ほどおっしゃっていただきました飛灰煤塵の燃えかすじゃない、空中に飛び散ってしまう部分というのは水溶性が高くて、そこは本当に、放射能の濃縮度が高いといようなことでございますけれども、プルシアンブルーといような、最近よく言われておる実証実験、プルシアンブルーというセシウムの吸着剤ですね、こういった研究等もですね、ぜひ自治体、本県単独でできなければ、共同で行うですとか、そういった新しい研究対象として取り上げるといった取り組みですとか、廃棄物の処理能力のこともおっしゃっていただきましたけれども、本県で、もし同じような津波が起こったときにですね、瓦れきが処理できるように、廃棄物の処理施設の能力強化をもっと図っていくといった、そういった議論もしていけば、前向きな話になっていくんじゃないかな、と言う気がいたしております。特に本県は、人口減少、高齢化ということで、土地の広さですとか、人口密度が低い地域というのがたくさんありまして、そういった本県の地の利を生かしたような、支援施策といったことも御検討いただけたらな、と願っております。

以上、簡単でございますけれども、前向きな議論ということを要望いたしまして、質問を終わります。

#### 古田委員

1問だけ。今議会の予算の中にも、企業局がマリニピアの沖州に、太陽光発電所をメガソーラーをつくるということで、7億3,500万円が計上されておりますけれども、いろんなところで自然エネルギーが進んでいるということでは嬉しく思っています。ぜひ、大いに取り組んでいただきたいと思います。

先ほども、少し議論がありましたけれども、その内の再生可能エネルギー等導入推進基金事業、今年度は3億円の事業を行うということで、これは、地方公共団体がやれば10分の10国のほうで持ってくれるという、本当に素晴らしい事業ができると思うのですが、ぜひ市町村と連携して、県だけではなくて、県の公共施設

はもちろんね、早くやってほしいですけども、あわせて市町村とも連携してですね、取り組みを強めていただきたいと思うんですけども、それぞれ市町村でどれくらい予定されていますか。まだ、この基金が使えるかどうか、まだわからないとは思いますが。

島尾自然エネルギー推進担当室長

グリーンニューディール基金について、市町村との連携についての御質問をいただいております。まず、この基金につきましては、平成24年度の国の予算に計上されているところをごさしまして、平成23年度末、3月に国において説明会があったところをごさしまして、23年度末3月末に国のほうに申請をさせていただいた。その後、国の審査を経まして、5月1日に環境省において、徳島県を含めます15団体が採択をされたところでございます。

市町村への情報提供でございますが、まず、国の説明会がありました後、この事業の意向調査というような形で、市町村のほうには資料等、照会をさせていただいております。また、5月1日の決定をされました後につきましては、県と市町村との会議におきまして、採択をされた旨と、事業の概要等につきまして説明をさせていただいております。今後、市町村に対しましても、改めて採択になったということで、意向調査をさせていただきたいと考えているところでございます。

古田委員

徳島県は、自然が豊かで日照時間も長いということで、さまざまな施策を取り組んでいただけるようお願いをして終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なければ)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、県民環境部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月23日から25日までの3日間の日程で、環境問題への取り組み等を調査するため、東北方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、視察先において特に調査したい内容等がございましたら、事前に委員長までお伝えいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(15時49分)